

令和4年度 第1回神奈川県土地収用事業認定審議会 次第

日時：令和4年9月16日（金）10:00～

場所：県庁新庁舎 12階 県土整備局大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 土地収用制度について

3 閉 会

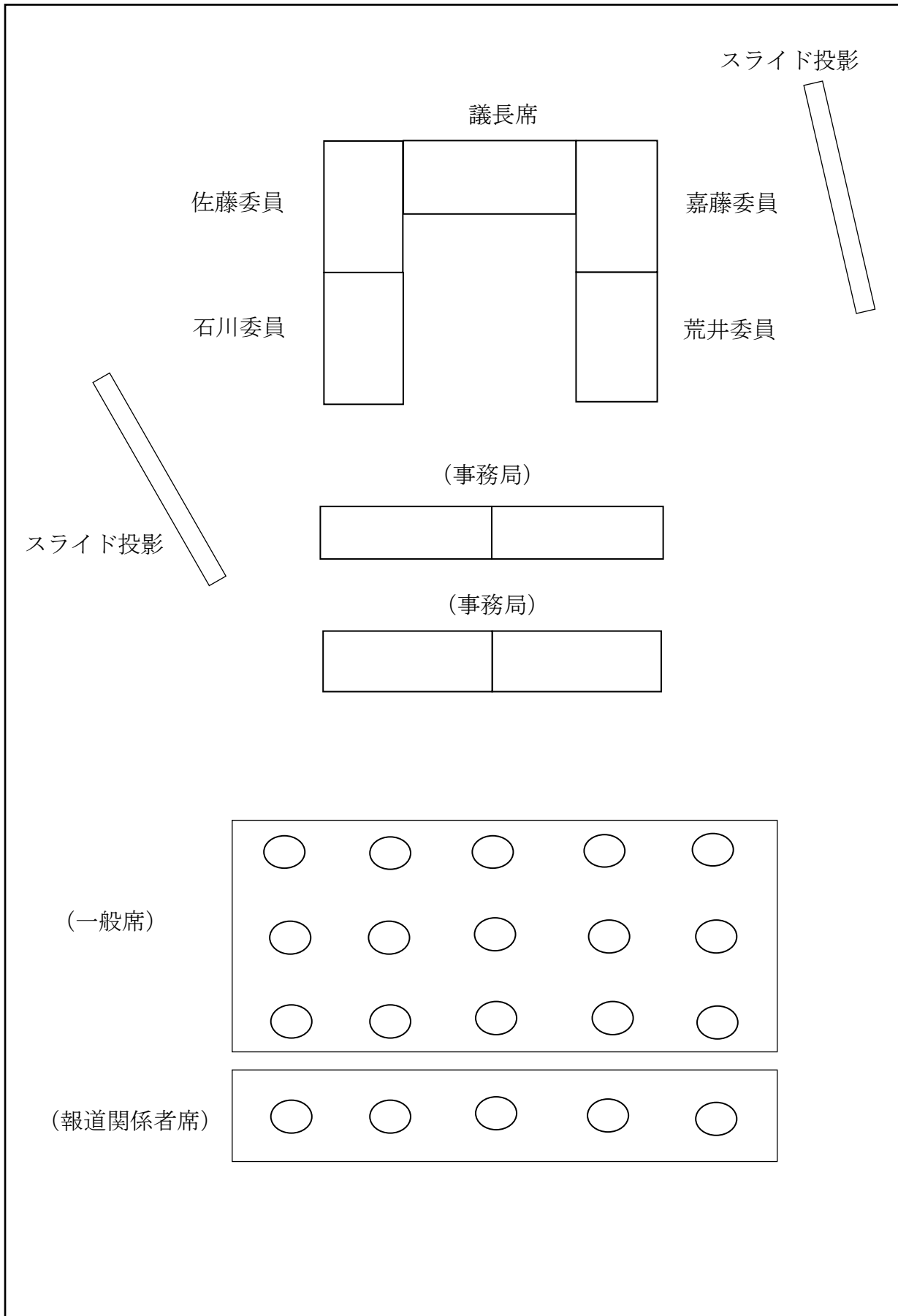
神奈川県土地収用事業認定審議会委員名簿（第11期）

（任期 令和4年7月24日～令和6年7月23日）

分野	氏名	職業
法学界	(新任) 嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科 教授
法曹界	佐藤 修身	神奈川県弁護士会 弁護士
都市計画	石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 国際教養学科 准教授
環境	赤木 寛一	早稲田大学 理工学術院 教授
	(新任) 荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授
マスコミ	種子島 幸	株式会社テレビ神奈川 営業局次長兼営業部長
経済界	(調整中)	—

座席表

新庁舎12階
県土整備局大会議室



土地収用制度について

本日の流れ

- 1 土地収用法について
- 2 事業認定の概要
- 3 事業認定の要件
- 4 事業認定審議会について
- 5 最近の事業認定事例

1. 土地収用法について

1-1 土地収用制度の意義

- 財産権は、憲法によって強い保障のもとにある
- ただし例外的に、私有財産を（強制的に）公共の用に供することができる場合がある



土地収用法

1 - 2 土地収用法の適用

収用は用地取得における**最終手段**

⇒起業者は慎重な検討が必要

時間的必要性

- ・事業用地を「早急に取得する」必要性がある

空間的必要性

- ・取得する範囲は「必要最小限」である

1-3 土地収用制度の意義

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる（憲法29条3項）

①公共のために...どの程度の公益性・公共性？

⇒**事業認定手続**

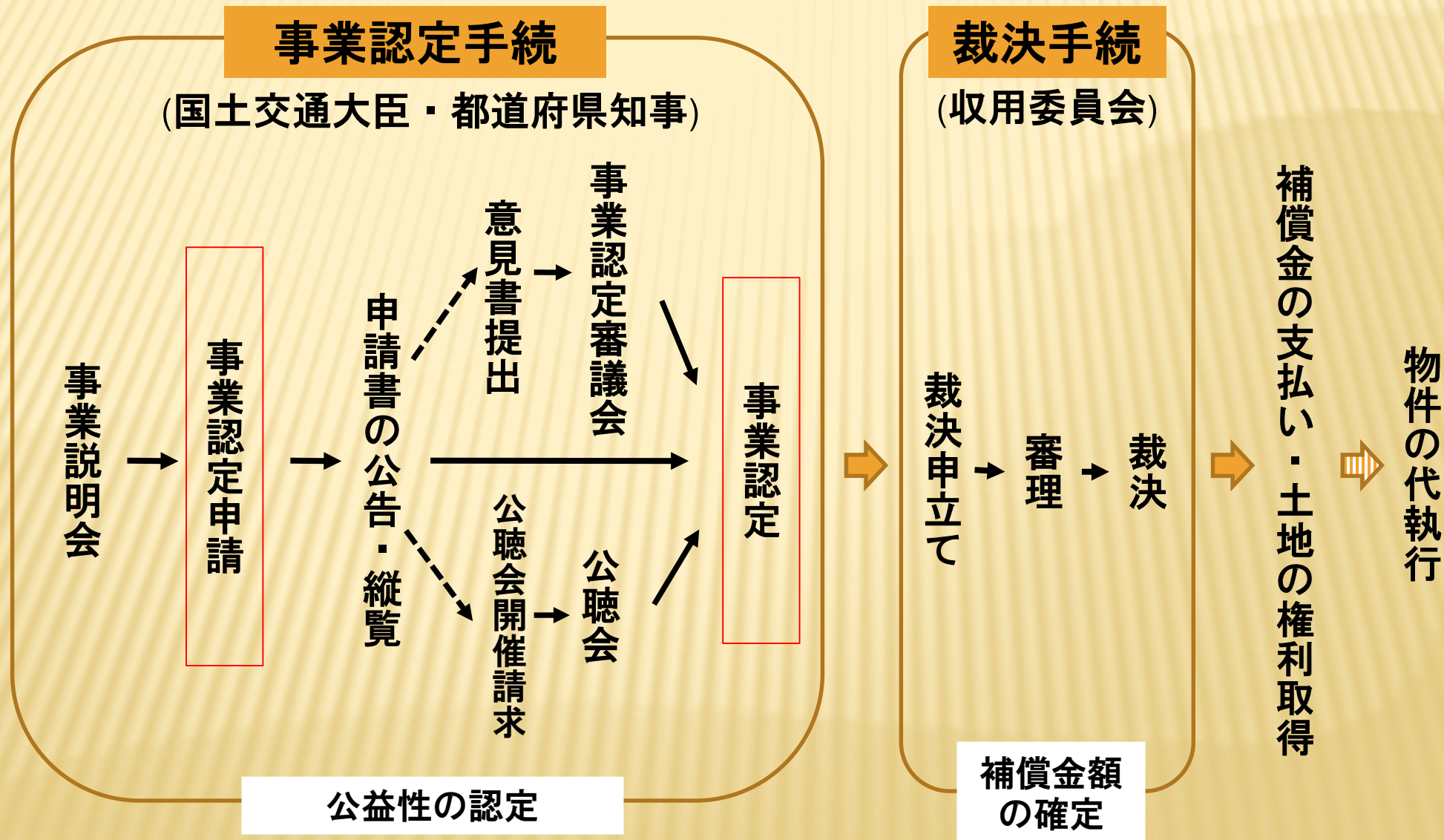
（国交大臣又は都道府県知事）

②正当な補償...どの程度の金額？

⇒**裁決手続**

（収用委員会）

1-4 土地収用全体の流れ



2. 事業認定の概要

2-1 事業認定とは

○ 事業認定とは

申請事業が**土地を収用するに値する**
公益性を有することを認定すること

2-2 事業認定庁

国交大臣認定

- 国の事業
- 複数の地方整備局の管内にまたがる民間事業

国交大臣認定 (地方整備局長に 委任)

- 都道府県の事業
- 複数の都道府県にまたがる民間事業

都道府県 知事認定

- 市町村の事業
- 1県内で実施される民間事業

2-3 本県相談状況（令和2～4年度）

※令和4年8月末現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
道路事業	13	6	5
河川事業	—	—	—
公園事業	—	—	—
庁舎・施設事業	8	4	1
鉄道事業	1	1	1
計	22	11	7

※件数は各年度ごとに受けた相談事業の件数

2-4 本県事業認定件数（令和2～4年度）

※令和4年8月末現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
道路事業	1	—	1
河川事業	—	—	—
公園事業	—	—	—
庁舎・施設事業	1	—	—
鉄道事業	—	—	—
計	2	—	1

3. 事業認定の要件

3-1 事業認定の要件

土地収用法（以下「法」）第20条の1～4号を満たすこと

3-2 事業認定の要件

1号 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること

ex) 道路 河川 ダム 鉄道 公民館 図書館
病院 地方公共団体が設置する庁舎・・・



計35種類の事業（収用適格事業）
に該当するか

3-3 事業認定の要件

2号 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること

十分な意思

ex)

- 議会の議決はあるか
- 事業のための総合計画等が策定されているか

十分な能力

ex)

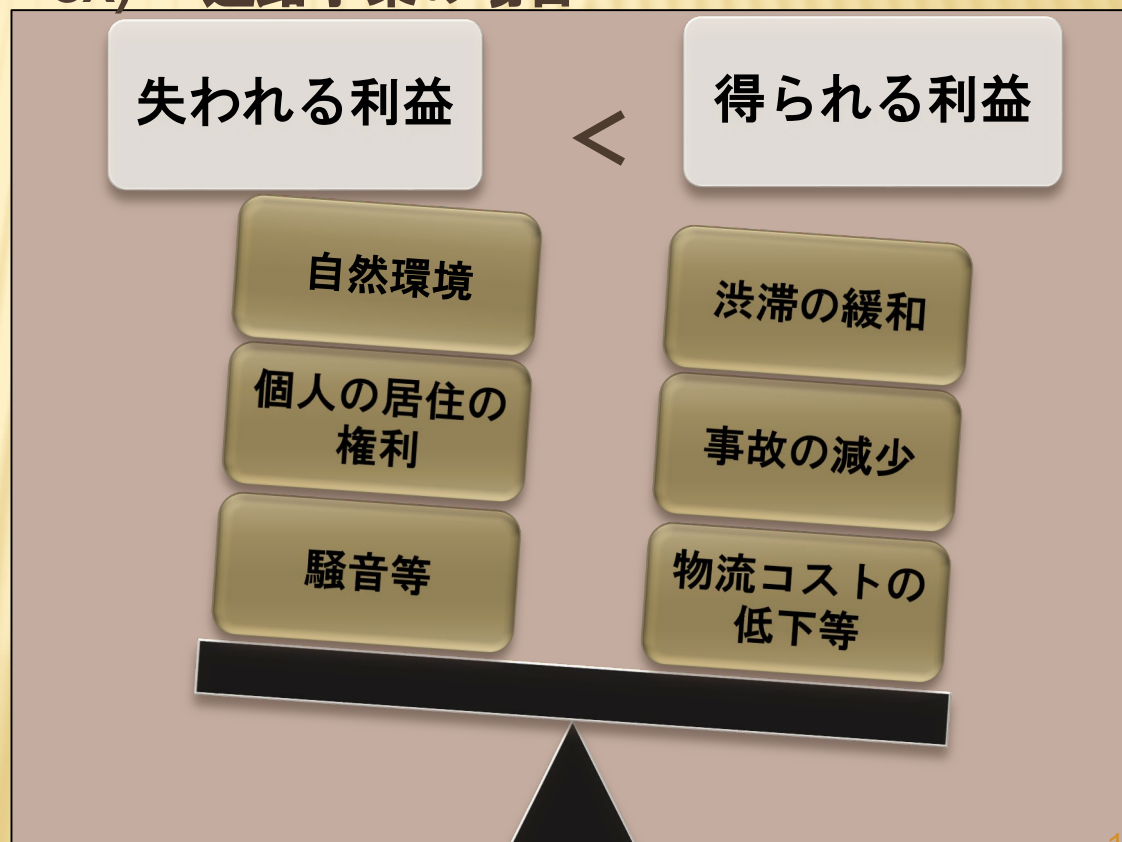
- 予算や人員が足りているか
- 事業遂行に必要な行政庁の許認可等が得られているか

3-4 事業認定の要件

3号 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること

「得られる公共の利益（事業のメリット）」と「失われる私的ないし公共の利益（事業のデメリット）」を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるか

ex) 道路事業の場合



3-5 事業認定の要件

3号 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること

代替地比較の実施

- 申請案を含め3つの代替案を比較
- 交通事情、周辺環境、支障物件の有無などの比較 **経済的視点**も重要

(参考) 都市計画事業で都市計画決定された内容と整合していれば、代替地比較は不要

3-6 事業認定の要件

4号 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

■ 1～3号では検討されていない要素を検討

ex)

- **早期**に事業を施行する必要があるか
- **収用ではなく使用**で解決できないか

4. 事業認定審議会について

4-1 設置の経緯

○ 平成13年の土地収用法改正により設置

(背景：住民の公共事業に対する意識の変化)

ex) 公共事業の費用対効果
環境との調和



- 事業認定の**中立性及び信頼性を向上**させるために、第三者機関の意見聴取が義務付けられ、都道府県では第三者機関として審議会を置くこととされた

4-2 審議会委員

- 事業認定の中立性、公正性等の確保を図るため、委員については、**法学界・法曹界・都市計画・環境・マスコミ・経済界等の分野**からバランスのとれた人選を行う
- 本県でも、上記6分野出身の皆様に委員を務めていただいている

4-3 開催の要件等

- 事業認定申請書の縦覧中に提出された意見書が、事業認定庁が行おうとしている処分と反対の趣旨である場合に開催される（必要的開催要件）

※意見書の提出がなくても事業認定庁の判断による任意的開催は可能

- 事業認定庁は審議会で出された意見を尊重しなければならない

4-4 審議の内容

主に次の2点について、審議会で審議を行う

- ① 事業認定の申請に対し、認定庁が行おうとしている処分（事業認定又は認定拒否）及び、その理由について
- ② 申請書が公告・縦覧され、これに対し反対意見が提出されたとき、当該意見に対する認定庁の見解について

4－5 平成22年以降の開催状況

平成22年8月	正副会長互選の審議のため
平成24年8月	同上
平成26年8月	同上
平成27年6月	事業認定申請案件に係る審議のため（※）
平成27年8月	同上（※）
平成28年8月	正副会長互選の審議のため
平成30年8月	同上
令和元年11月	副会長互選の審議のため
令和2年8月	正副会長互選の審議のため（書面開催）

※ 平成27年に実際の申請案件に関する審議会が開催された（審議内容が多岐に渡ったため2回に分けて開催）

5. 最近の事業認定事例

5-1 道路事業の認定事例

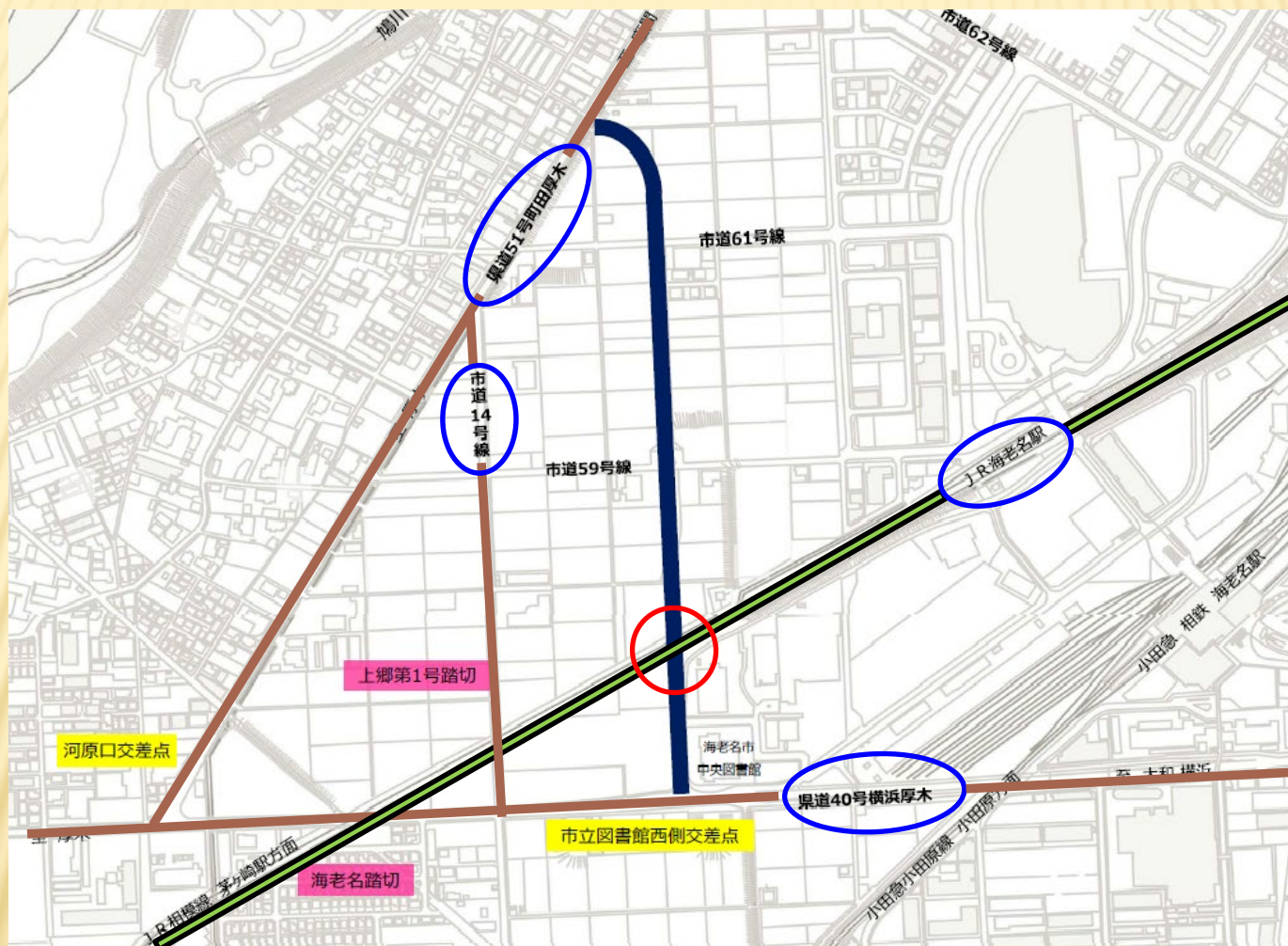
認定時期 令和3年3月

起業者 海老名市

事業名 市道2671号線道路新設整備事業

事業内容 海老名駅西側地域における課題
(渋滞等)の解消を図るため、
新たな道路を新設する

5-1 道路事業の認定事例



鉄道敷を立体交差（アンダーパス）しながら県道40号と県道51号をつなぐ路線を新設する

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第1号要件について〕

法第3条第1号「道路法による道路」に該当
する事業であると認められる



本要件を充足する

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第2号要件について〕

- ・ 起業者（海老名市）は道路管理者である
 - ・ 起業者は事業に必要な予算措置をしている
- 起業者は事業を遂行する意思と能力を有すると認められる



本要件を充足する

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

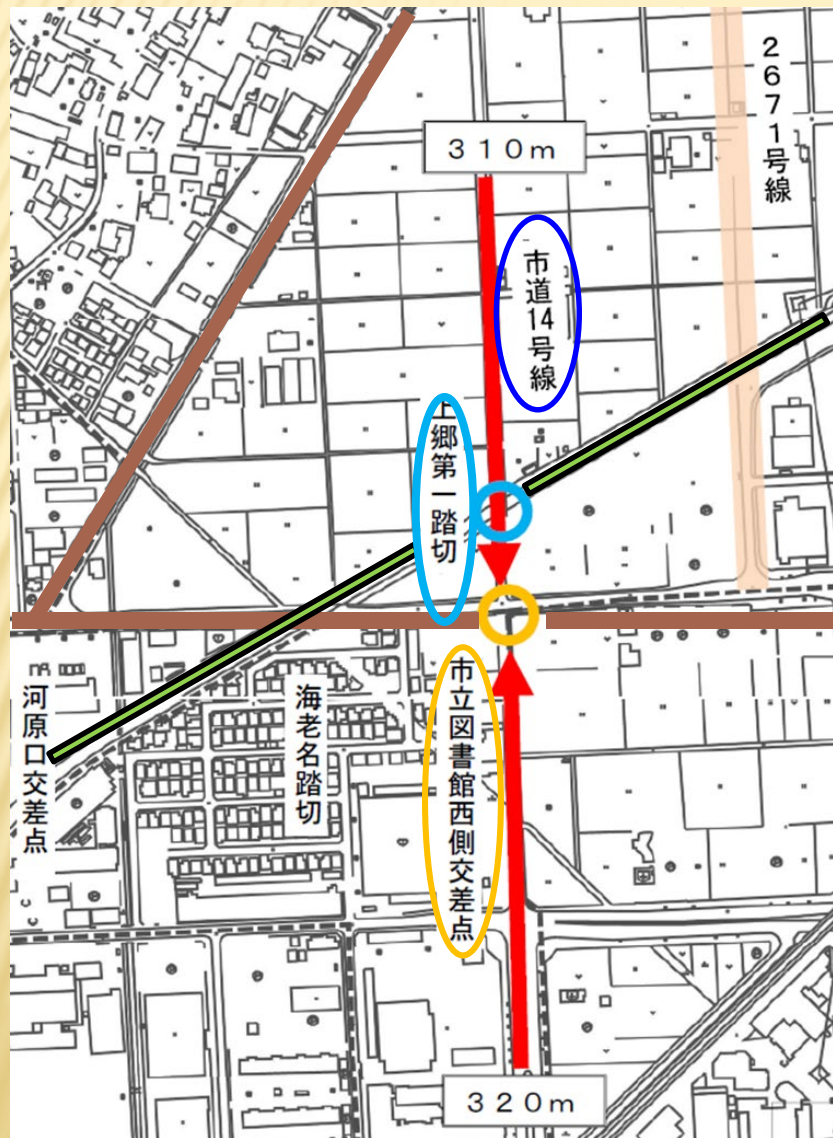
○得られる公共の利益

整備前の課題①

踏切が原因で起業地の西側にある市道

14号線で渋滞が発生

5-1 道路事業の認定事例



市道14号線において
「市立図書館西側交差点」に渋滞が発生

交差点から北側に310m、
南側に320mの渋滞長が
記録されている
(上郷第一踏切が原因)

5-1 道路事業の認定事例

整備内容①

鉄道敷を立体交差（アンダーパス）し、踏切を通過しなくてよい道路を新設

整備効果①

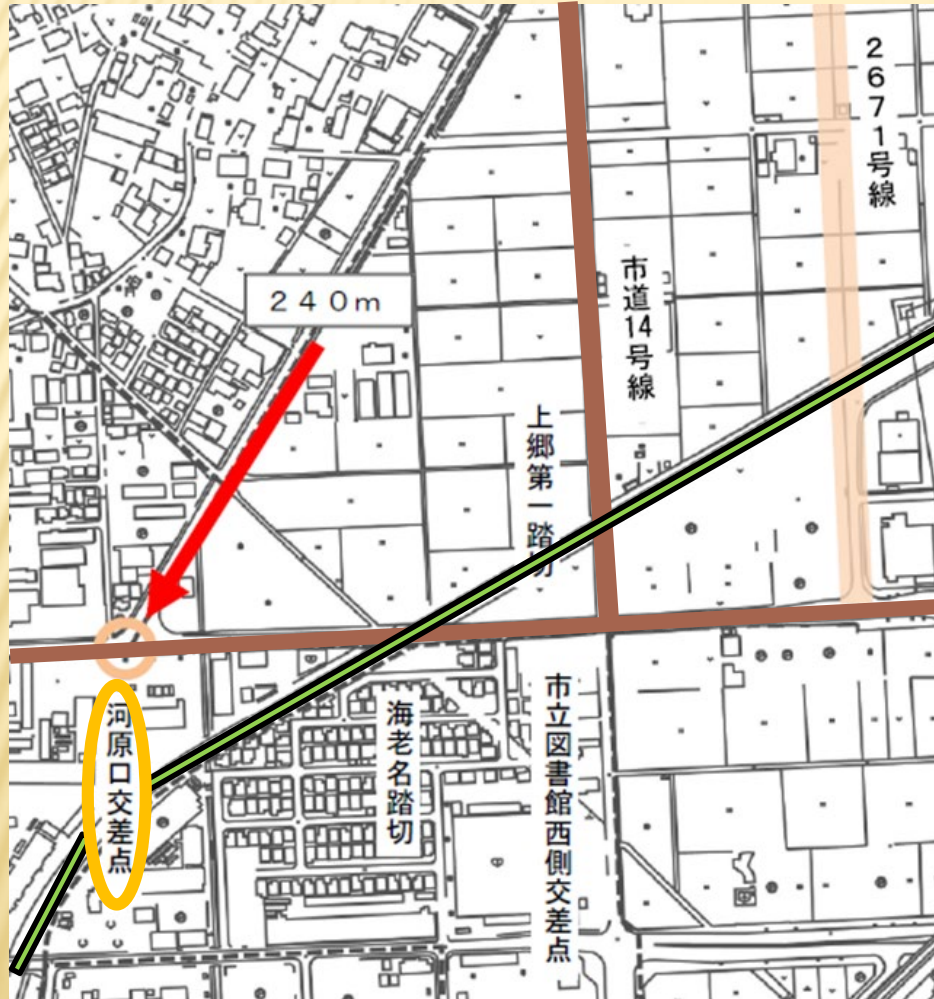
市道14号線に集中する車両が分散され渋滞緩和が見込まれる

5-1 道路事業の認定事例

整備前の課題②

大型車両が市道14号線を通過できないことが原因で、河原口交差点に大型車両が集中し県道51号に渋滞が発生している

5-1 道路事業の認定事例



市道14号線が大型車両の通行不可
その結果、県道40号と県道51号の交差点である「河原口交差点」に大型車両が集中し渋滞が発生

県道51号の北側に240mの渋滞長が記録されている

5-1 道路事業の認定事例

整備内容②

大型車両が通行できる道路を新設

整備効果②

河原口交差点に集中する車両が分散され、
県道51号の渋滞緩和が見込まれる

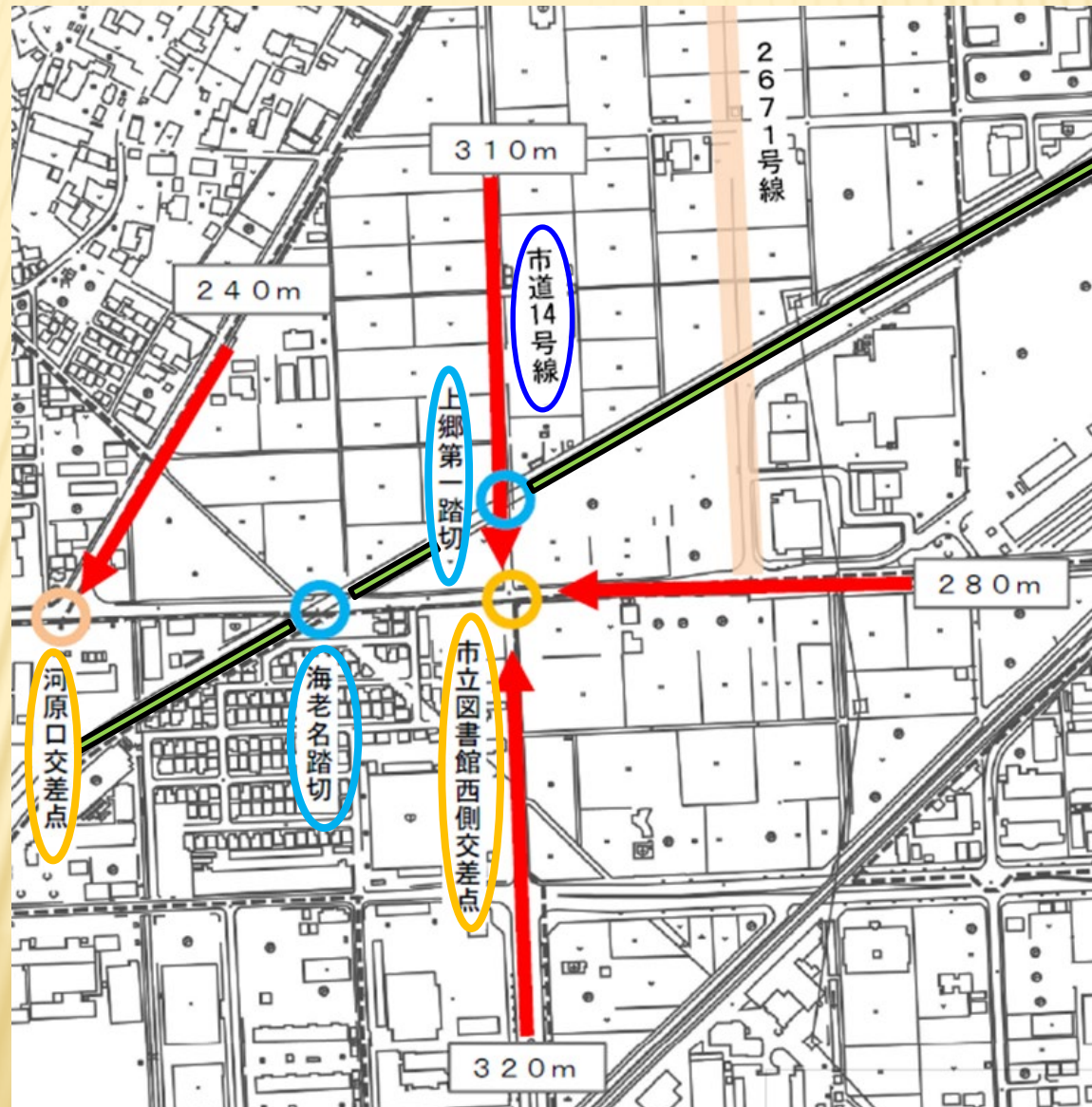
5-1 道路事業の認定事例

整備前の課題③

課題①②以外にも海老名駅西側地域では
渋滞、混雑が発生している

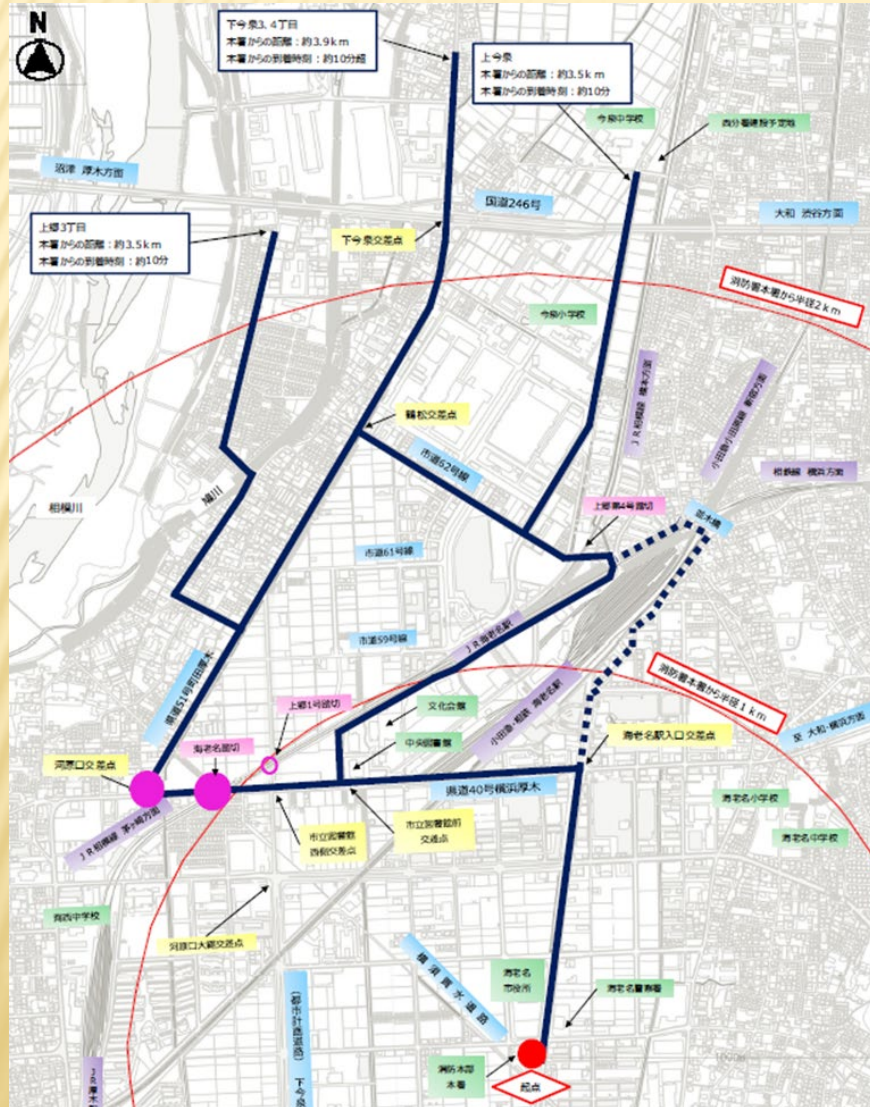
緊急車両（救急車、消防車）は混雑箇所を
通行せざるを得ず、海老名駅北西部におけ
る消防・救急活動に悪影響が生じている

5-1 道路事業の認定事例



5-1 道路事業の認定事例

整備前の緊急車両走行ルート



緊急車両は道路幅員が狭い市道14号線を避け、やむを得ず混雑のある海老名踏切や河原口交差点を通行している

→迅速な走行の障害となっており消防・救急活動に悪影響が生じている

5-1 道路事業の認定事例

整備内容③

緊急車両が混雑箇所を回避できる道路を新設

整備効果③

混雑箇所の回避により、緊急車両の現場到着時間の短縮が見込まれる

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○失われる利益

本事業は環境影響評価の対象ではないが、起業者は法令や基準を順守し自主的に騒音等の対策を講じることとしている

埋蔵文化財や希少野生動植物は見受けられない

→ 失われる利益は軽微であると認められる

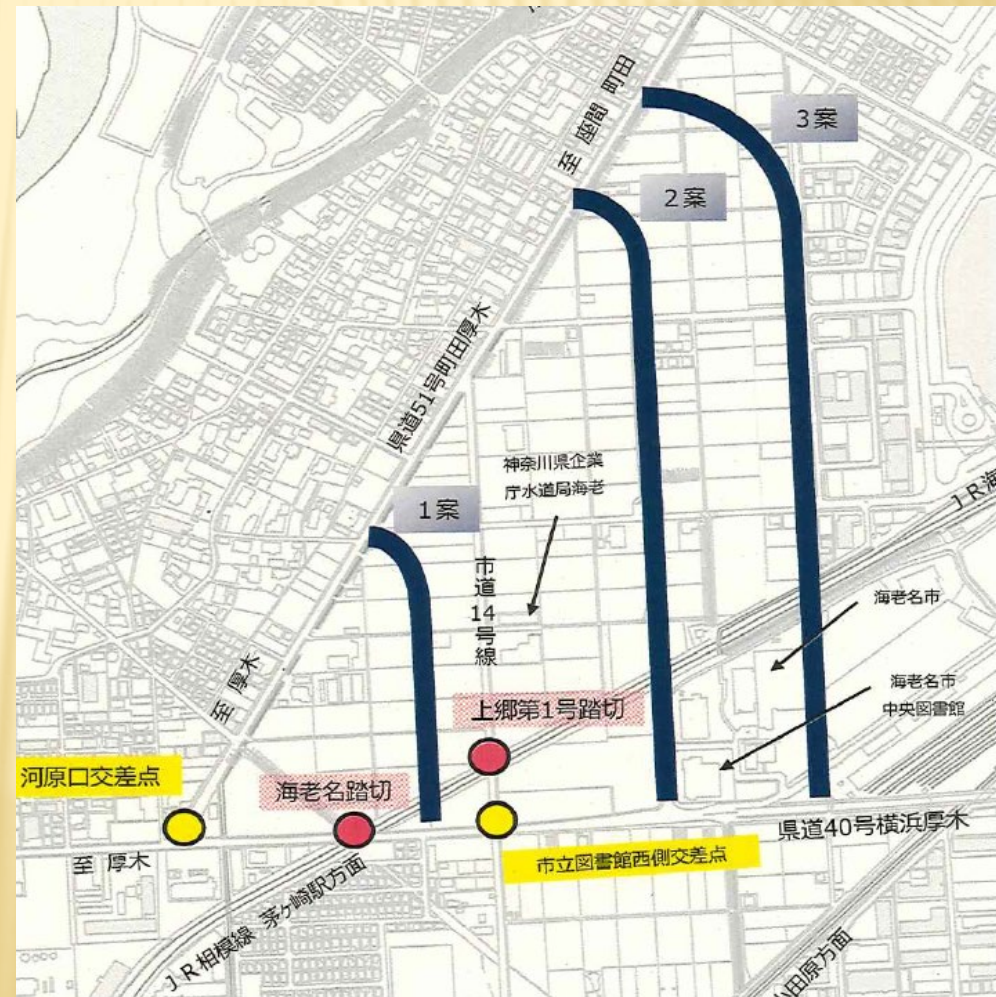
5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○事業計画の合理性

起業地の選定にあたり

3つの路線を比較検討



5-1 道路事業の認定事例

- 社会的（騒音、振動等周辺環境への影響）観点の比較
- 技術的（鉄道敷立体交差への技術的対応）観点の比較
- 経済的（工事費、用地費等の経済性）観点の比較

本件では、鉄道敷を立体交差することによる技術的観点（1案との優位性）及び、用地費等を抑える経済的観点（3案との優位性）により起業地（2案）が優位
多要素も考慮すると、起業地が最も適当な土地である
→ 事業計画が合理的であると認められる

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

- ・ 本事業の施行によって得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる
- ・ 事業計画の合理性から本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる



本要件を充足する

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第4号要件について〕

- ・ 現状、渋滞や緊急車両の消防・救急活動への影響が生じており、早期に施行する必要性が高い事業と認められる
- ・ 起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であり、収用・使用の範囲の別も合理的と認められる



本要件を充足する

5-1 道路事業の認定事例

〔結論〕

本事業は法20条の要件をすべて充足する



事業の認定

5-2 公民館整備の認定事例

認定時期 令和2年9月

起業者 厚木市

事業名 厚木市立厚木北公民館整備事業

事業内容 旧厚木北公民館における課題
(老朽化等)の解消を図るため、
現地で新たな公民館を建替える

5-2 公民館整備の認定事例



旧公民館

- 昭和50年築
- 843㎡
- 災害時の緊急避難場所に指定

(厚木市提供)

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第1号要件について〕

法第3条第22号「社会教育法による公民館」
に該当する事業であると認められる



本要件を充足する

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第2号要件について〕

- ・ 起業者（厚木市）は市総合計画の中に本事業を位置づけている
 - ・ 起業者は事業に必要な予算措置をしている
- 起業者は事業を遂行する意思と能力を有すると認められる



本要件を充足する

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○得られる公共の利益

整備前の課題①

**旧公民館は建設から45年経過しており、
老朽化が著しい状況**

施設の維持管理に多額の経費を要する

5-2 公民館整備の認定事例

	館名	築年数
1	厚木北	45年
2	陸合南	39年
3	愛甲	38年
4	陸合北	35年
5	上荻野	32年

市内全16館において
北公民館が最も古く、
建築部材や設備機器
が劣化

修繕費が年間平均で
約100万円程度かかっ
ている

築年数上位5館（令和2年3月末日現在）

5-2 公民館整備の認定事例

整備内容①

新たな公民館を整備

整備効果①

**建築躯体や設備が全面的に新設され、維持
管理経費の削減が見込まれる**

5-2 公民館整備の認定事例

整備前の課題②

建物が著しく狭隘で、市内公民館ほぼ全てに整備されている体育施設がない

北公民館の延床面積 843.00㎡

(参考：市内公民館の平均 1472.91㎡)

5-2 公民館整備の認定事例

整備内容②

体育室の整備をはじめ、集会室、和室等の
広さを拡充（延床面積1,724㎡）

整備効果②

事業の幅が広がり市民ニーズに応えられる
特にスポーツ系の事業展開が見込まれる

5-2 公民館整備の認定事例

整備前の課題③

緊急避難場所に指定されているものの、
多くの避難者を受け入れる部屋がない

洪水浸水想定区域に指定されているものの、
受変電設備が屋外の低い位置にある

5-2 公民館整備の認定事例

整備内容③

避難者を受け入れる部屋を拡充

受変電設備を屋内3階部分に設置

整備効果③

避難場所としての環境が改善されるとともに、受入人数がおよそ倍になることが見込まれる（約180名⇒約360名）

5-2 公民館整備の認定事例

その他、得られる公共の利益として、

- ・ バリアフリーへの対応（段差の解消、点字ブロックの設置等）
- ・ 環境への配慮（太陽光発電システムの導入等）

等が見込まれる

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○失われる利益

本事業は環境影響評価の対象ではないが、起業者は法令や基準を順守し自主的に騒音等の対策を講じることとしている

埋蔵文化財や希少野生動植物は見受けられない

→ 失われる利益は軽微であると認められる

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○事業計画の合理性

起業地の選定にあたり

3つの土地を比較検討



5-2 公民館整備の認定事例

- 社会的（日照状況等周辺環境への影響）観点の比較
- 技術的（建築等の技術的対応）観点の比較
- 経済的（工事費、用地費等の経済性）観点の比較

本件では、旧公民館と同じ場所に建設するため、用地費が抑えられ、経済的に他2案より圧倒的に優位

多要素も考慮すると、起業地が最も適当な土地である

→ 事業計画が合理的であると認められる

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

- ・ 本事業の施行によって得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる
- ・ 事業計画の合理性から本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる



本要件を充足する

5-2 公民館整備の認定事例

〔法第20条第4号要件について〕

- ・ 旧公民館は、老朽化が著しく、狭隘のため実施できる事業が限定され市民ニーズに十分応えられていない。また緊急避難場所としての機能も十分発揮できていない状況であり、早期に施行する必要性が高い事業と認められる
- ・ 起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であり、収用・使用の範囲の別も合理的と認められる



本要件を充足する

5-2 公民館整備の認定事例

〔結論〕

本事業は法20条の要件をすべて充足する



事業の認定